

## 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料 及び介護保険料の減免措置について

区は、令和2年4月8日付厚生労働省通知に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少したこと等による被保険者等に係る令和元年度の一部及び令和2年度の国民健康保険料及び介護保険第一号被保険者の保険料減免を実施しました。

令和3年度についても、令和3年3月12日付厚生労働省通知に基づき保険料減免措置を実施します。

### 1 減免基準

#### (1) 国民健康保険料

対象世帯	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により</p> <p>(1) 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯</p> <p>① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</p> <p>② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p>
減免額	<p>上記(1)：保険料が全額免除されます。</p> <p>(2)：保険料から以下の計算式で求めた金額（保険料減免額）が減免されます。</p> <p>保険料減免額＝対象保険料額×減免の割合（前年の合計所得金額に応じて10分の10、10分の8、10分の6、10分の4、10分の2の5段階）</p>
保険料額	令和3年度保険料額＝当初保険料賦課決定額－保険料減免額
対象となる保険料	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

## (2) 介護保険料

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により (1) 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 (2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する第一号被保険者 ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
減免額	上記(1): 保険料が全額免除されます。 (2): 保険料から以下の計算式で求めた金額(保険料減免額)が減免されます。 保険料減免額 = 対象保険料額 × 減免の割合(前年の合計所得金額に応じて10分の10、10分の8の2段階)
保険料額	令和3年度保険料額 = 当初保険料賦課決定額 - 保険料減免額
対象となる保険料	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

## 2 今後のスケジュール(予定)

令和3年5月 1日 要綱改正(国民健康保険料・介護保険料)

5月11日 広報みなと及び区ホームページに掲載

6月中旬 国民健康保険料・介護保険料の減免について周知